

平成24年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年3月7日（水曜日）

○議事日程（第4号）

平成24年3月7日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（15名）

1 番 北 村 道 生 議 員	2 番 内 山 鉄 芳 議 員
3 番 端 無 徹 也 議 員	4 番 田 中 勲 議 員
5 番 三 林 輝 匡 議 員	6 番 神 保 美 也 議 員
7 番 南 靖 久 議 員	8 番 三 鬼 和 昭 議 員
9 番 與 谷 公 孝 議 員	10 番 大 川 真 清 議 員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議 員	12 番 三 鬼 孝 之 議 員
13 番 高 村 泰 徳 議 員	15 番 中 垣 克 朗 議 員
16 番 真 井 紀 夫 議 員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市 長 公 室 長
総 務 課 長	財 政 課 長
防 災 危 機 管 理 室 長	税 務 課 長
市 民 サ ー ビ ス 課 長	福 祉 保 健 課 長
環 境 課 長	商 工 観 光 推 進 課 長
魚 ま ち 推 進 課 長	木 の ま ち 推 進 課 長
建 設 課 長	
水 道 部 長	

尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院医事課長
教 育 委 員 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員

尾鷲総合病院総務課長

教 育 長
教育委員会生涯学習課長

監 査 委 員 事 務 局 長

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 副 主 幹

議 事 ・ 調 査 係 長

〔開議 午前 9時58分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、端無徹也議員は所用のため欠席であります。なお、端無徹也議員は、後刻出席される旨、通告がございました。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、11番、濱中佳芳子議員。

〔11番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11番（濱中佳芳子議員） おはようございます。

昨日はこの時期には珍しい24度近いという高い気温で、汗ばむほどの陽気になりました。けさは少し曇っているかげんもあってきのうほどではありませんけれども、春は確実に近づいている、もう春であるという、そんな朝を迎えました。

春は卒業の時期であり、別れの時期でありということもあります。きのうも同僚議員がおっしゃっていましたが、この3月をもって退職をされる4人の職員の方には、本当に長年の市政に対するご尽力に対し敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

24年度を初年度とする第6次尾鷲市総合計画を始めるに当たり、市長は将来都市像を「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」と定められました。

その中の施策の中心にある言葉が市民とともにという市民参加型であり、また、22年度から取り組まれている第3次行財政改革大綱の集中改革プランは総合計画を上位計画とし、改革の目的や目標を実現するための取り組みが示されています。

その第一に掲げられているのがサービス向上の視点となっています。いかに市民の皆様が満足し、納得される行政運営を進めていくのか、市長を中心とした行政の意気込みがあらわされた計画となっています。

では、それを市民の皆様とともに作り上げていくためには何が必要か。それにはまず、行政が行っていること、行おうとしていることを広く市民に知っていただき、理解を深めていただく。それによって行政の仕事に対する信頼性を高めることが第一ではないでしょうか。

現代は情報化社会と言われ、そこかしこに情報があふれている時代となっていますが、果たして尾鷲市の市民は一番身近であるはずの行政情報を正しく理解してくれているのでしょうか。市民の求める情報を行政は的確に伝えているのでしょうか。

行政の仕事は、集めた税金の再分配と言えます。市民からお預かりした税金が公共の福祉のもと、公平に効率的に使われていることが求められます。そして、それが透明性を持って市民の皆様にお伝えすることで行政の信頼性が保たれると考えられます。

平成18年度に行われた第5次総合計画の前期基本計画総合評価の中で、市民との協働の仕組みの項目に、「情報なければ参加なし」と提言されており、その時点で、「細かな情報提供する手段が少なく市民の求める情報の提供が十分になされていない。」と記されています。それから5年がたち、市のホームページはかなり充実してきているとは思いますが、この地域はいつも言われるように、高齢化が進んでおり、ネット情報だけでは市民の知る機会が広がらない現状があります。

そこで、まず、市民に対するきめ細かな情報提供についてどのように取り組まれているのか、今後の展望はどのように考えられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 市民に対する情報提供の取り組みと今後の展望についてお答えします。

平成22年に市が行った市民アンケート調査の結果では、市が取り組む情報提供に関する分野の回答結果は、市民にとって満足度が高く重要度が低いとの一定の評価をいただいております。これらは市が公式情報として発表する広報紙やホ

ホームページの充実と報道機関を通じて発表する情報、また、それら情報提供の運用面の改善によるものと考えております。

市の情報を市民へ提供する手段は、主に広報紙やホームページ、報道機関を通じて発表される情報などがあります。これらにはそれぞれに利点や制限があるため、個別にその充実を図りつつ、うまく組み合わせて活用することでよりきめ細やかな情報提供に努めてまいりました。

全戸配布を基本とする広報紙は多くの情報や重要度の高い情報などを積極的に掲載しているところではありますが、情報提供のスピードや内容の詳細さなどに限界があるものの、情報を広く市民に伝える手段としては重要であると考えます。ホームページについては、情報をより早く、より詳細に提供でき、また、利用者の方も時間や場所の制限を余り受けることなく入手できる貴重な手段として積極的に活用しております。

これらの手段を合わせて行うことで効果的に情報を提供しているところではありますが、中でも、市が発表する情報は原則的にホームページにも掲載することで、休日、夜間でも情報に触れられる機会づくりに努めております。市の情報は市民の情報との認識を持ちつつ、今後も一層の情報の充実と積極的な情報提供を行ってまいります。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

実は冒頭にも申し上げましたように、今定例会は第6次総合計画の初年度であります。当初予算の議決に当たり、市長の言われる共創の実現に向けて市民との信頼関係を深めることが大切であると先ほども申し上げました。行政情報と一口に言いましても、イベント情報とか防災情報とか、さまざまな情報が山ほどあります。

そこで、今回は特に、よく市民オンブズマンなんかが情報公開なんかを求めている。そういうことの各自治体のランキングを決めて公表されているようなものをよく見かけられると思うんですけども、その中でもやはり行政の信頼にかかわる部分としていつも上位に持ってこられるのが職員採用に関することですか、あと、入札とか契約事務に関してとかが上位に挙げられております。そういうことの透明性を保つことが行政の信頼を得る重要な項目だと思います。

ですので、まず、職員採用と入札契約事務についてお伺いしたいので、まず、職員採用状況なんですけども、23年度の職員採用数、正規職員数、臨時職員、

嘱託職員について、本庁と教育委員会とについてまず数を聞きたいと思います。

と申しますのも、今回の定例会の一般質問でも雇用問題、たくさん出てきたと思うんです。数少ない雇用の機会の中でやはり行政に関する職員募集ということにはかなり市民の皆様は関心を持っておられます。そのあたりをまず聞いていきたいと思いますので、まず数をお聞かせください。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 職員数ですけれども、平成24年度の採用予定の職員につきましては、正規職員は一般事務職員5名、土木技師職員1名、計6名です。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 先ほど、この23年度中に募集をしました臨時職員とか嘱託のこともお伺いしたので、そのあたりもお答えいただきたいんですけども。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 臨時職員についてですが、平成23年度におきましては、本庁関係で6名を、緊急雇用創出事業による採用は25名となっております。

（「教育委員会」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（大川一文君） 教育委員会は、23年度は緊急雇用で6名、それから、サポートティーチャー活用事業で2名、給食業務で、ちょっとこれはあれなんですけど、2名ほど臨時職員の雇用をしております。24年度は、緊急雇用の方で7人、給食業務員の方で3人、サポートティーチャーの方で2人を予定しております。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） これを全部足すと、今ちょっと電卓を手元に持っていないので合計がずっと出せませんが、結構な数になると思います。これはどのような形で市民の皆様へ広報されておりますか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 募集における公募、要領ですけれども、まず、正規職員採用に関する情報につきましては、ハローワーク及び広報おわせ、ホームページへの掲載、さらに、地元紙への求人広告並びに23年度につきましては、大手求人広告、市のサイトにも試行的に求人情報を掲載しております。

一方、臨時職員の求人につきましては、臨時ということで不定期ということも

ありまして、地元紙を中心としました情報提供となりますが、すべてハローワークを通じて募集をしており、求職者への周知はできているものと今現在は考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 今、紹介していただきました中に、地元紙の報道という言葉がありました。確かに旧町内ではかなりの数で読まれているもので、皆さん、大体そういうところに応募するときには新聞で見たんですけどもという言葉がたくさん出てきます。

ただ、周辺地域に対してはどうかというのをちょっと調べてみました、今回。出張所管内のある地区で聞きましたところ、地元紙、これは10軒に1軒あるかないかの購読料だということがわかりました。今回調べた中に、広報紙の方なんですけども、広報紙の中に、これは不定期ですからという言葉が先ほど総務課長の方からありましたから、なかなか広報紙の締め切りに合わせた募集では行き渡らないのは理解できるんですけども、教育委員会も臨時に関しては載っておりませんでした。

それで、あと、ホームページなんですけども、実は今回、ホームページで私、ほかの市町とも比べてみました。そうしたら、ほかの市町の状況がどうかといいますと、三重県内14市あります。その中から直接、ホームページの表紙から、職員募集、募集という言葉で一発で募集の項目に行ける市は14市のうちの12市ありました。ということは、2市行けないところがある。そのうちの1市が尾鷲市なんです。尾鷲市のホームページの表紙には、職員募集にたどり着けるアイコンがないんです。

それで、12市のうち3市に関しましては、各仕事の担当のところから入っていけるようになっておりましたので、これもトップから直接行ける、市のサイト内だけでわかるというものを含めて12市なんですけども、尾鷲市の状況を見ました。そうしましたら、尾鷲市のホームページにも、申し込み、募集などという項目があります。これ、表紙にですね。

私、これを調べたのは3月2日です。3月2日は教育委員会の臨時募集の新聞掲載があった日だと思うんですけども、その日の申し込み募集の中の最新の、新しい更新日は1月23日なんです。ということは、3月2日に募集されたものは、市の募集申し込みのところには出てきておりません。

それから、あと、正職員の採用に関しましても、この14市のうちの4市では受験状況まで今でも出ております。例えば途中経過で、受験の倍率、どういう職業に何人が応募してきた、詳しいところではもうそれがずらっと、倍率であるとか、いろんなものが細かく受験状況として出てくるところもあります。

尾鷲市の場合、どうか。今の時点で正職員採用の情報はもうホームページに載っておりません。これは、確かに締め切りが終われば職を求める者にとっては必要のない情報かもしれませんが、でも、じゃ、ほかの町はなぜそれが全部残っているのか。例えば、来年以降の受験生にとってみたら、そこの市の状況がどうだったのかという振り返りにも役立つわけなんですけども、それが全く出ない。

それで、ちょっとホームページの話ばかりになりますけども、ホームページの中に検索の部分があります。例えば、こういうことを調べたいと思ってそこに書き込めば出てくるというもの。それは14市のうち13市までは市のホームページ内の検索だけで職員募集にたどり着けました。でも、尾鷲市は職員募集と入れて検索しても欲しい状況は出てきておりません。そのあたりのホームページのもっと親切な見直しがやはり必要かと思います。

今の状況、市長は多分いろんなことはもう担当課から聞いてわかっていらっしゃると思いますけども、職員募集における広報を詳しく親切にというあたり、どういうふう感想を持たれたか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 後段で言われたずっと残していくということがいいのかどうかというのはさておきまして、ホームページにわかりやすく職員募集の項目があるということについては、それは必要な事項かなど。濱中議員からは過去にもホームページの提案をいただきまして、それはその都度直させていただいておりますので、今回の提案を受けさせていただきまして、一度職員と議論をしたいと思っています。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） それと、あと、周辺地域での地元紙の報道ではちょっと心もとないというか、購読量が少ないですからそれは広報の手段としてそれを使っておりますというのはどうかなという話に関してなんですけども、各出張所には掲示板がございますよね。掲示板を、このところ、各出張所管内、公民館展なんかが始まっておりますので少し何件か見てまいりましたが、そこにも一切そういう募集情報なんていうのはないんですね。地域でそれをなぜ欲しいか

という話、そういう情報が欲しいかという話になりますと、市民の方が一つお聞かせいただきました。

例えば、よそに出ている子供たちに地元に戻ってきてほしいと思うときに、そういう募集情報を目にしたときに、こういう仕事があるよと声をかけてやりたい、だけど、なかなかそれを手に入れる手段がないということでした。なので、そういう掲示板、もっと活用していただければなと思います。

今回、この定例会にもコミュニティー化の話が出ております。各出張所管内のセンター機能を高めるという中では、やはり行政を知っていただく、理解をしていただく、そういう作業ももっときめ細やかなものになると期待するところなので、そういったことに関しても掲示板の活用ということは今後より一層の充実をお願いしたいんです。

その中に実は、これ、三木浦地区なんですけども、市の所有する広報板、ありませんでした。決して立派なものをつくれという話ではないです。例えば、市の広報板がないところでも、例えば漁協の広報板、町内会の広報板とかがありますし、あと、壁を利用することもあると思います。ただ、場所は決めておいていただかないと、ここに来ればこの情報があるという習慣にしてもらうことが大事だと思いますので、そのあたり、やはりそういった欠けている部分、今後きちっと整備していただきたいんですけども、整備といっても、物をつくるという話ではなくて、そういう広報手段としての確立をお願いしたいんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回のコミュニティーセンター化に伴いまして、当然情報提供の新しい方法につきましても、地区地区に合ったきめ細やかな情報提供の方法をやっていかなんということでもう議論も始めておりますし、そのように掲示板の利用についても、高齢者の方はホームページが見れないというようなこと、重要な情報についてはプリントアウトして掲示板に掲示するとか、そういったことは当然、これから新しい方法として考えていかせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） それでは、広報されていない部分をお願いしたいんですけども、広報されたことによってあらわれる効果というものを、今回、一つ市民の方から聞かせていただきました。

先ほども申しあげました3月2日の教育委員会の臨時募集のことが、その方は

地元紙で見たと言っておりましたけども、決してその方は仕事を求めた方ではないんですね。あの中に介助員募集の項目があったと思います。これは障がいを持つ子供さんの介助員を募集する部分だったと思います。

ところが、広報された内容の中に、半年間、4月から9月までという募集項目が載っておりまして、それを見た方が、障がい者介助という部分で9月までってどういうことなんでしょうかと質問されました。といいますのは、学校の介助ですから、1年間を通して1人の方に見ていただく意味があるのではないのかなというご意見をいただきました。だけど、そこには更新、片っ方の事務職の方は更新ありというふうな情報だったんですけども、介助員の方は更新ありと書いてないからきつとないんだらうなど。そのあたりはどうなんですかと聞かれました。

結局そういうことが広報されることによって、その事業に対するご意見をいただくことができるわけなんです。これ、知らないままで、行政の採用ですから、縁故採用とか口きき採用はありませんし、あつてはならないことですから、そういう隠れた採用なんていうことと言っているわけではないですけども、そういう情報が表に出されたことで、その事業に対する質問であり提案であり、ご意見をいただく機会がふえるわけなんです。

これは、介助員の事業の中身に触れるわけではないですけども、そういった情報を表に出すことで市民の皆さんが意識を持っていただく、市政に参加をしていただくという機会になるという、これは一つの例ではないかなというのでちょっと申し上げておきたいなと思います。

そのあたり、更新がないというあたりに関して、もし説明があるんでしたら、この際ですのでちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（大川一文君） 三重県の緊急雇用の雇用でありまして、雇用に関しましては4月から9月までの半年、それから、再雇用といいますか、1年、半年の延長がありまして、1年の予定なんですけども、掲載のときには記載漏れということはおうちの誤りであります。半年更新で1年の予定であります。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） それは、じゃ、情報間違いというか、情報漏れというふうに理解すればよろしいですかね。

実はきのう、ホームページの方で臨時募集の情報の訂正というのが載っておりました。その中にはその訂正はありますか、その部分に関して。

議長（中垣克朗議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（大川一文君） きのうの訂正は、尾鷲市の本庁の方の6番から10番までですか、その訂正がありまして、教育委員会の方は訂正は載せておりません。申しわけないですけど、それは気がつかずにそのままやっております。

ホームページにつきましては、3月2日の日に載せる予定で用意していたんですけど、ちょっと手違いがありまして、すぐ、3月2日の夕方だったと思うんですけど、新着情報の方に掲載させていただいていると思います。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そういう情報漏れとか情報間違いに関しては訂正ということで、やはり正しい情報をお届けするということを心がけていただきたいと思っています。

今、臨時職員に関してのほかの市町の状況の中に、就職ということで実は情報を欲しいと待っている方、確実に情報が行くようにという取り組みだとは思いますが、三重県内14市のうちの、ほかにもあったらちょっとあれなんですけど、私が見た限りでは四つの市で登録制をやっておりました。その中には、ただし書きとして、登録をされても確実に仕事があるものではないですけどもというただし書きのもとに、確実に仕事を求める人にその情報が行くような形をとっている市がありました。

こういった登録制ということに関して、何かもしお考えがありましたら、市長、お願いしたいんですけども。総務課長でもいいですよ、登録制に関して。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 臨時職員の登録制ということですけども、臨時職員の登録制につきましては、資格を必要とするという部分があります。そうすると、その辺のところについては、少数の在宅有資格者を緊急に募集するというときには必要かと思います。でも、本庁の事務職のような事務補助員等につきましては、公平性の観点から、現時点におきましては公募が望ましいのではないかというふうに思われます。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 職員採用に関しましてはやはり情報が少ないという中で、うわさであったりですとか、憶測であったりという中で、すごくつまらない話を

耳にすることが多いんですね。ですので、やはりこういうところにも透明感、透明性を持つことで、市長の本当に正当な行政に対する姿勢をきちっとお見せすることができる手段でもあると思います。その辺、今後とも情報を正しく丁寧にお伝えするということをお願いしたいと思います。

では、次に、入札と契約事務に関してちょっとお伺いしたいと思います。

この集中改革プラン、その中に、取り組み項目の中に契約事務の改善という項目があります。現状としては、公平性、透明性の確保が求められていると。取り組み内容としては、他市町の状況も調査して、それで、23年度には検討、協議をされた。そして、24年度、もうこの春からその準備にかかっていますよという、そういうプランが立てられております。これはやはり税金の再分配の中で一番興味を持って言われる部分かと思います。まず、その辺に関して少しお聞かせをいただきたいと思います。

現在、尾鷲市の契約の公表という状況に関しては、まず一つ、尾鷲市建設工事公表要領というのがあります。これはご存じだと思います。この中に、ここの中にも目的としては市民の信頼性の確保というふうにならわっております。なので、工事に関しては250万以上のものはちゃんと公開しますよとなっておりますけれども、これに関しましては項目も多いですし、だから掲示板というわけにもいかない部分もありますし、広報に載せるには分量が多過ぎる部分もありますから、これは、中心はホームページの公表、一番最初に市長が言われたように、やはり時間制限なく市民の方が市の情報を手に入れる手段であるというホームページの利点を生かした公表の仕方が求められている時代だと思うんですね。

これも他市町の状況を調べてみました。まず、尾鷲市の状況ですね。現在は公共工事のみの公表だと思うんですけども、それは間違いはないですか。まず、現在の公表されている状況、入札、契約事務に関してのホームページで公表されている項目、お聞かせいただけますか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 濱中議員のさっきの質問の中で、公共工事だけですかという質問の部分ですけども、当然、公共工事の情報は公開をしております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 実は、今回、24年度の当初予算の中にある業務委託、工事があたりですとか事務委託ですとか、あと、備品の購入ですとか、そうい

ったものをざっと計算してみました。

100億を少し切るぐらいの当初予算の中に、委託業務で9億8,000万近くあります。備品購入で4,000万ちょっと、4,000万から4,500万の間だと思います。工事発注で、これは大型の小学校の耐震工事もありますからですけれども、大体6億半ばぐらい。大体16億から17億ぐらいの契約、委託、工事というものがあります。この中の16億のうち公共工事、土木工事、建築工事に関しては大体6億少し超えるところ。

そうなりますと、10億の委託業務、備品購入、消耗品購入はその状況が公表されていないんですね。この工事公表要領の中でも公表しますけれども、見に来てくださいというものなんです。この中にある閲覧場所は、総務課内において閲覧に供するものとする。これはちょっと親切でないなど、透明性がないなど。確かに知りたい人は来るかもしれませんが、じゃ、ほかの市町はどうか。三重県内の14市、調べてみました。物品購入。例えば、机とかヘルメットとか、そういうものに至るまですべて公表しているのは14市のうちの9市です。工事のみというのが5市あります。その5市のうちでも入札状況というのが出てくる町があります。というのは、尾鷲市の場合は落札者だけが出てきます。それで、この入札に参加した会社は何社あるか、そこまでなんですけれども、ほかの町の工事の入札の情報に関しましては、何という会社が幾らで入札をして、どこが落札をしましたという情報になっております。

これは多分、この改革プランによりますと、他市町の状況を調査するのが去年で終わっているはずなので、その辺はもう把握されているのかなと思うんですけども、今回は9市というのがほとんど三重県の中勢、北勢に固まっていたものですから、南部に関してはおくられているのかなと思っていたんですけども、市だけしか調べていなかったものですからうっかりしておりましたけれども、紀北町は物品も業務委託も全部公表しておりました。

それに関して今後、この物品の公開ということに関してはどういうふうにお考えになっているか、もし考えがある程度まとまっておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほど議員の指摘のとおり、工事関係につきましては尾鷲市建設工事公表要領というのを策定して、それに基づいて当然事前情報なり入札結果についても詳細な項目について公表しております。しかし、物品関係にお

きましては、尾鷲市としては物品等の公表要綱なり要領を現在、まだ策定しておりません。

ただ、閲覧という、所管である総務課内での閲覧は、結果についても閲覧はできるということにしておりますけども、工事のようにホームページ上への詳細な結果等々については、まだそういう要綱が策定していない段階ですので控えております。

確かに、議員の指摘のとおり、物品についても工事も同様ですが、そのことについても早急に情報の公開、すなわち物品の公表要綱をできるだけ早く策定をして情報を公開していきたいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

1 1 番（濱中佳芳子議員） これは、さっき物品と言いましたけども、委託業務に関しても同じかと思えます。委託業務は本庁関係、教育委員会関係で大体9億少しあります。

委託業務の中には特殊な部分もありますから、結構随契もあるのではないかなと思って見ていたんですけども、だけど、尾鷲市のホームページ公表の中にはどれが随契であるかという前に委託業務の入札方法も公表されていないんですね。それも公表要領をつくってからということ、今の説明からいけばそういうことなのかなと思うんですけども、ほかの市町では委託業務の状況に関しても全部公表されているところがまずほとんどでした。

これは、物品の公開と同じ9市でした。随意契約という言葉が主流になってからかなりたちますけども、この随意契約というものには、尾鷲市の会計規則の中に「随意契約の範囲」というのがありますね。これ、会計規則の87条の2なんですけども、ここには随意契約の金額の制限が書かれております。工事などの請負は130万以下、あと、物品、財産の買入れに関しては80万円以下、ほかにもいろいろあって、それ以外のものには、50万円以下のものは随意契約をすることができると思えますけども、それ以上のものでも随意契約をされている部分があると思うんですね。

23年度の方だけでいいんですけども、本庁関係で随意契約の数がわかればお聞かせいただきたいんですけども。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 随意契約について説明というんですか、僕も技師ではございませんので、一主事ですのでちょっと説明不足になると思えますけども、随意

契約、これは3種類があります。普通に、一般的に随契、随契と言われておるのは特命随契という形で、当然条件があるんですけども、地方自治法に定める条件をクリアして、これは金額に対しての上限はありません。

先ほど物品は80万とか言っていましたけども、それについては、随意契約については少額随契ということで、ある程度額を抑えた範囲でしたら、そういう条件つきもそうですけども、それよりも、例えば130万円以内とか、物品ですと50万円以内とかという部分になるんですけども、そういうことになりますと、入札という形をとらなくても、その理由によって見積もり等を徴収してと、こういう形が少額随契という形であります。

もう一種類の不落随契というんですけども、これはその名のとおりなんですけども、競争入札を行っても入札者がいなかったり、または落札しない場合、これはどうしてもやむを得ないという形で執行する。これも不落随契というのがあります。

その中で議員の言われる部分については、まず随契ですけども、23年度におきましては工事関係で2件、あと、設計・測量関係では6件の随意契約があります。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） きちんと理由がつけばという話だと思います。

随意契約の理由を閲覧まで、情報公開までしなくても公表している市というのは5市あります。そのうちの1件は監査報告書に明記されて、さらにホームページ上にも出されている。やはり税金の使い方として随意契約をだめというものではなくて、なぜその随意契約に至ったかという理由がきちんと示されることが大事なのかなと思います。

次に、この委託業務に関してなんですけども……。済みません。その前に、ほかの市町の例をとということで幾つか集めた中で、これはと思うものがありました。これ、志摩市なんですけども、燃料の契約も公表されているんです。これが毎月ごとに公表されています。今月は、例えば、給食センターの重油はどこが幾らで担当していますよというようなものですね。これが毎月毎月やられています。すごいこれ、細かい話だなと思ったんですけども、でも、こういった透明感を持つことが大事なのかなと思います。

あと、それから、四日市の随意契約の入札明細書、これも全然、四日市の住民

でも何でもない、縁もゆかりもない私でも簡単にホームページから抽出することができました。ここにはきちんと随意契約の経緯が書かれております。

それから、あと、今、総務課長が言われた23年度の工事2件、測量6件の随意契約に関しては総務課が把握されている分ですね。例えば、担当課ごとにやられている部分もあると思いますので、それを含めれば少し数字は大きくなるのかなと思うんですけども、これは滋賀県の大津市です。大津市は、各部署ごとにすべて契約事項がその課に行けば全部出てくるような形がとられておりました。そういった形で、とても市民の知りたい情報としては親切な形ができております。

あと、それから、伊賀市のホームページにある一つのサイトなんですけども、参声広場というサイトがありました。これ、参加する「参」に「声」と書きます。ここの質問、ご提言の検索というところに、あなたの知りたい項目は何ですか、何を知りたいと思っていますかという、それを検索することによって一個一個に答えがすぐ出てくる。よくある質問というやつですね。そういう形がとられているページがありました。

尾鷲市も、ご意見をくださいとか、市長への手紙とか、そういうものがたくさんありますけども、その場できちんと答えを出すとか、あと、それから、この質問に対してはどう答えましたよという、質問した以外の人まで知り得るようなそういう形がとられているのかなという、そこはちょっとまだそこまで到達していないなという感じがしておりましたので。広報紙にはありますよね、市長へのお手紙の市長のお答えというのが。

だけど、いろんな町がいろんな取り組みをやっております。この集中プランの中のこれからの方針の中にもそういった他市町の状況を見て、研修をしてということを書かれておりましたので、それはこれから進めていただけるのかなと思います。

この入札に関して、こういうことをきちんと公表してくださいねというのは、市長がいろいろ取り組まれていることは今回の市政報告でも本当にたくさんありまして、すごく力を入れている部分というのは聞けば伝わってきますし、だけど、やはりそれを一生懸命やっているんですというのがわかるためには、それをきちんと公表する、広報するということが大事だと思います。

なので、市がきちんと何をやっているかということをも市民の皆様にも少しでもわかっていただく手だてというのは大切だと思いますので、その辺を今後よろしくお願いしたいと思うんです。

それで、今回、今年度、入札に関しまして、入札というか、工事、契約に関しまして大きな出来事もありました。尾鷲小学校の校舎がもうすぐ完成というところに来ておりますけども、これの入札ですとか、工事ですとかに関しましては、やはりいろんな言葉が市の中で飛び交いました。市長の耳に達したのものもあると思います。何でこれがここまで、正しい情報も確かにありますよ、だけど、憶測であったりうわさであったりして、とてもつまらないものも聞いたと思います。何でそこまで広がっていくのかな。

私たち議員としてきちんと中で説明を聞きながらも、きちんと市民の方に説明できない部分があったのかなという反省もありますけども、それに関して実は、同じように、ホームページの中に、入札関連のサイトに行きますと、現在、輪内中学校がやっております。まず、工事の設計募集、設計入札のプロポーザルに対する募集要項ですとか実施要項がきちんとホームページの上に出ております。その中には、きちんと応募者に対する質問であるとか、その質問に対する答えも外部の目からきちんと見れる状況がつくられております。だけど、尾鷲小学校に関しては、プロポーザルの実施要項から募集から概要から載っておりません。事業、終わっていないんですよ、まだ。この学校の建物は全部終わっていないんです。

先ほども職員募集のところで、終わったものをいつまで載せるのかということはまだこれから議論の必要があると思うがという話がありましたけども、尾鷲小学校は事業が終わっていないんですよ、まだ。なのに、そういったものがホームページからは出てきません。

なので、私、探してみました。そうしましたところが、市のホームページの検索からは出てこないんですけども、グーグルとかヤフーとか、少し高齢者の方にわかりにくいことになるかもしれませんが、申しわけないですけども、そういうネット検索の中でやりますと出てきます、これ。尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に伴う基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル実施要項、出てきました。もう一つあります。尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に伴う基本計画・実施計画公募型プロポーザルについて、その公募型プロポーザルの結果、これもネット検索でやっと出てきました。

ネット上に情報、あるんです。ならば、事業が終わるまではホームページ上に載せるべきだと思うんですけども、なぜ、載せたとして消したのか、載せなかったのか、そのあたり、ちょっと状況をどなたか説明できるんでしたらお願いしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（大川一文君） ホームページ上には載せております。削除したのは、設計のプロポーザルが9月の当初に契約しまして、それで終わりましたので、プロポーザルに関してのことなので削除させていただきました。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） プロポーザルが終わったから、だけど、この中に書かれているものというのは実は、この学校をつくるに当たって、どういうことを主題にしてこの学校をつくりたいかというものが載っているものなんですね。そうすれば、途中でああいう、本当にこれでよかったのかという議論が二度も三度も四度も繰り返される中で、やはり確認をするにはこういうものも必要であったのではないかなという気がします。

それで、それはプロポーザルに関しては、プロポーザルが終わったからというのはわかります。じゃ、設計に関しての質問書が、6月の段階で同僚議員が、情報公開によって質問に対する答えであるとか、そういうあたりをもらってきましてという、そういう話を聞きました。6月の時点では設計業務に対する質問はもうホームページの上には載っておりませんでした。何を言いたいかといいますと、そういうものがあればここまでにならなかったかなという思いがあります。

といいますのは、質問というのは、それこそ議会説明の中でもありましたように、すごく量が多かったと。量が多いということだけでもちょっと普通ではないのかなという、そういうことを憶測としてさせます。きちんと公表されていれば、それはきちんとそれを知る人たちが判断できる材料でもあったのに、なかったがためにいろんな憶測が飛びました。うわさも飛び交いました。

あの契約の間違いと言わせてもらいますけども、間違いというのは、委員会の中でもいろいろ話がありましたけども、結局、設計業者が図面を間違えたからではないかとか、あと、見積もりの間違いがあったからではないかとか、いろんな話がありました。確かに間違いがあってはならないのは仕事として当然ですけども、私はあれを見たときに、人間のやる作業ですから、100に一つ、万に一つの間違いがあってはならない中でも間違いは起こる。じゃ、どこでせきとめるのかという話。

結局、回答書の一番最後にありました、数量調書をもってそれを優先とする、あの言葉に間違いがあったなという気がしております。というのは、この建築と土木の入札、それに対する仕方というのは根本的に違うものですよということを

知ったのはあの言葉を聞いてからでした。これは勉強不足で私も申しわけなかったなと思うんですけども、あの言葉は土木工事に対する説明であって、建築工事の入札に対しては使ってはならないものだということを聞きました。

そのあたり、市長、ご存じでしたか。その言葉、使っていいか悪いか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲小学校の問題が起きたとき、要するに、そもそものという話はあのときさせていただいておると思います。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そうですか。そのときの言葉には確かにあったようですね。だけど、そういう言葉が、ああいうふうに掲載しているものが公表されていれば、きちんとそれを判断できる人たちがもっといたのかなという気はします。

なぜあの言葉を使わなくなったか、それは使ってはならないかというのは、それは過去の経験からよる反省も含めてあったと聞きました。数量調書をもとにした建築入札をしたことで、それは市ではないけれども、民間ではあるけれども、そこに間違いがあって問題が起こったから、市の入札にはあの文言は使ってはいけなかったんだということを教えてくださいませんか。

確かに線1本間違っただけではない設計図かも知れませんが、でも、役所の仕事としてはそれをせきとめることが大事、どこでとめるかが大事、どこでどういう判断をするかが大事。判断ミスがあったということは間違いのないものだと思います。それで、そういうふうに理解をしているんですけど、それで間違いのないですか、判断ミスということに関して。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 判断ミスはあって、それがもとでああいう形になったというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） やっぱりそういうことも、そういったものが表に出ないことで憶測が飛びます。職員採用もそうです。やはり正しいことをやっているんだという自信があれば、きちっといろんなものを公表する形をつくっていくということは大事だと思っております。

少し時間がなくなりました。ちょっと急ぎます。

それで、今回、この定例会に向かうに当たって職員再任用のことが問題になりました。今、市民は、経済も疲弊している、雇用も少ないという中で、やはり再

任用という言葉にすごく敏感でしたし、天下りという言葉も使われました。委託業務が9億近くある中に、やはりそこに神経質になる部分もあるんですね。

それは、市民オンブズマンが示してくる情報公開の中に、国が平成12年から課長級以上の再就職状況を公表しております。これは、公務員を経験した方たちのスキルであるとか、そういう経験値というものがすごく大事なもので、もっと退職してからでもこれを使っていたきたいというものがある反面、そういった関連団体であるとか外郭団体であるとかというところに、そういう方たちが行くことで実際起こってきた談合問題であるとか、そういった問題があったことから、結局そういうところの関連団体との関係を透明化しようという、そういう動きの中からもう10年以上前に国はそれを公表しております。

都道府県でも、もうかなりの数でこれが公表されてきております。三重県でもやっております。市のレベルでも、政令都市ではもうほとんどのところがやっている。政令都市じゃないところでも、こういった公表が行われております。

尾鷲市はこれだけ小さいまちですから、そういう外郭団体とか関連団体は少ないですけども、やはりそこも敏感になっております。そういったあたりに関して、市長、そういった再任用も今回取り下げられましたけども、市民の方が天下りというふうに敏感に反応された部分に関して、前回ご説明はいただきましたけども、もしご意見がございましたら、そういった……。

（「何をですか」と呼ぶ者あり）

11番（濱中佳芳子議員） ごめんなさい。この再就職先の状況を公表するぐらい退職者の再就職に敏感になっている市民に対して再任用を取り下げましたけども、今後の方針として、それはやっていくつもりなのかどうか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 再任用でいろいろ皆さんに言われたときに、これから検討するという話はさせていただいた中で、やるとは言っていないので、その点でご理解を。

ただ、天下りとかそういった話ではない。今まで培ってきていただいたノウハウとか知識とか、そういったトレーニングなしで市政のために役に立っていただくという制度であるということをご理解を願いたいと思います。やるやらないについては、今後いろいろ検討をさせていただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） お時間前ですけど、よろしいですか。

濱中議員。

1 1 番（濱中佳芳子議員） もう時間がなくなってしまいました。取りとめなく項目ごとに聞いてしまいましたのでまとまりがないかもしれませんが、とにかく地域経済がすごく冷え切っている中で、市の100億近いお金の使い道ということは、やはり市民にとってはすごく関心のあるところであり、それが正しくやられているかどうかということが行政の評価につながるにはあることは間違いないと思います。今後とも透明性を持った行政改革に関しまして進めていただきますようお願いをして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（中垣克朗議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時09分〕

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、北村道生議員。

〔1番（北村道生議員）登壇〕

1番（北村道生議員） 通告に従いまして一般質問を行います。

最近、加齢のためか声の変質が激しくて、皆さんにお聞き苦しく感じる点があると思いますが、ご容赦をお願いいたしたいと思います。

まず最初に、子育て支援についてお聞きをいたします。

民主党政権は、国と自治体が責任を持つ公的保障制度を解体し、保育を保護者と事業者の契約で購入するサービスにして、保育の営利化、市場化を進める子ども・子育て新システムの具体化検討を進めてまいりました。今年1月末、子ども・子育て新システム検討会議作業部会で最終取りまとめが出されたのを受けて、今国会に関係法案を提出する方針だといっています。

新システムは社会保障と税の一体改革のトップに据えられており、子育て世代や国民に、子育て支援の充実を求めるならば消費税の増税をという増税の口実づくりに位置づけられているのであります。そして、政府は、この子ども・子育てシステムを未来への投資と強調しております。

市長も、所信表明の子育て支援の推進の項で子ども・子育て新システムを取り上げて、国におきましては、すべての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切に社会の実現に向け、平成25年度から始まる子ども・子育て新システム制度の構築に向けた検討が進められており、今後、その詳細が明らかにされる見込みでありますと、子育て新システムに大きな期待を寄せているかのよ

うな表明をしておりますが、しかし、どうもそうはうまくいかないようであります。子ども・子育て新システムの内容の実態は、保育を市場化し、自己責任の仕組みに変える大変な内容を含んでいると思うからであります。

児童福祉法24条では、市町村は、保護者から保育の申し込みがあった場合、保育所において保育しなければならないとされています。それに基づいて、現行の保育所制度では、国と自治体は保育士の配置や保育室の面積などの基準を示し、公立、私立を問わず認可保育所の運営費を保障しているのであります。入所申し込みの受け付けも入所決定も市町村が行い、保育料は親の収入に応じて決まり、同じ自治体なら公私の差はありません。親の収入にかかわらず、保育を必要とするすべての子供が保育を受けられるようにするためであります。

それに対して、今回政府が導入しようとしている子育て新システムでは、児童福祉法24条を変え、親が市町村と契約する現在の仕組みを、親が施設と直接契約する仕組みに変えようとするものであります。そうなれば、市町村の保育実施義務はなくなり、保育の提供や質の確保に責任を負わなくてもよくなるわけであり、保育の提供を営利企業を含む事業にゆだねてしまうために、参入や撤退もあくまで事業者の経営判断となります。

また、新設される保育園と保育所の一体型施設である総合こども園にはゼロ歳から2歳児の受け入れは義務化されませんでした。そのため、大きな目標でありました大都市での待機児童の解消問題も解決できないと言われております。

小さな子供を抱え、施設を探しに奔走し、入れる保育所がなくても、市町村は何の責任も負いません。保育を確保するのは完全に親の自己責任とされてしまうのであります。市町村は、親が自分で見つけた保育所を利用する際、利用料の一部を補助するにすぎません。

政府は、市町村には保育の提供体制の確保など責務を課すので公的な役割は後退しないと宣伝はしています。しかし、責務といっても市町村は契約当事者から外れるので、法契約では意味を持たないわけであり、当然、異議申し立てや行政訴訟などの最終救済手段もなくなる方向で、市町村にとって保育は人ごとになります。

こういう制度の導入であるという認識が市長におありですか、お聞きをいたします。

次に、後期高齢者医療制度にかかわってお聞きをいたします。

後期医療の保険料は、各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以

上の医療費と人口の増加に伴って際限なく上がるという根本的な欠陥があります。

民主党政権は、政権公約で同制度の廃止を掲げながら先送りをしました。消費増税とセットで今国会に提出するという新制度でも、75歳以上は別勘定で保険料が際限なく上がる仕組みは変わりません。したがって、同制度の平均保険料が4月から少なくとも43都道府県で上がることがわかりました。三重県では均等割2,320円、所得割率0.72%、値上げ額4,437円になるそうであります。

厚労省が発表した後期高齢者医療制度の財政状況によると、75歳以上の高齢者が加入する同制度で、保険料の滞納によって全国で2万1,550人が正規の健康保険証を取り上げられ、有効期間の短い短期証にされているということであります。

後期高齢者制度は高齢者に重い保険料負担を課しています。その上、保険料を払い切れないからと、病気になりがちな高齢者から正規の保険証を取り上げるのは冷酷なやり方であります。

後期高齢者制度では、収入のあるなしにかかわらず、全員に保険料が課され、徴収されております。後期医療の加入者の8割は、保険料を年金から天引きされるのです。滞納を生じさせないよう天引きの仕組みにしたからです。

ただし、年金が年18万円未満の低所得者からは天引きしてはならないことになっており、滞納で短期証になっているのは主にこの人たちだと考えられます。命にかかわる保険証の取り上げはすべきではありません。保険証を取り上げられ、病院にかかるのがおくれ、無保険死をした高齢者が昨年だけで67人も出ているそうであります。

このことについて市長のお考えをお聞きいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 子ども・子育て新システムについては、先月その基本制度が示され、今、国会への法案提出が見込まれる段階にあります。その基本制度では、幼児期の学校教育、保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものと位置づけ、子供は社会の希望であり、未来をつくる力であるとしています。

その内容における現行との主な改正点は、議員ご指摘のとおり、児童福祉法第24条に定める市町村の保育実施義務にかわり、保護者と保育所の契約に基づ

くサービスの提供となっております。同時に、子ども・子育て新システムにおける実施主体は市町村となり、学校教育や保育の需要を含め、地域の実情に合わせた新システム事業計画を策定することが義務づけられ、自由度を持って地域の子育て支援の内容を定めることとされています。事業者の指定及び指導、監督も市町村が行うこととなり、市町村のかかわりはより重要なものになると考えられます。また、保育の必要性の認定及び施設のあっせんも市町村の責務であり、子育て家庭に広く情報を提供し、保育所と連携を図り、相談に対応することで、保育の実施に対する責務をしっかりと果たすことができると考えております。

本市におきましても、子育て支援を含む次世代育成は市の重要施策の一つであり、その柱となる保育所及び幼稚園の充実に従前より取り組んでおります。このたび示された子ども・子育て新システムにつきましては、新しい時代の子育ての仕組みとしてとらえ、よりよい制度として運用できるよう十分な検討を重ね、本市の実情に合った事業計画を策定し、子育て支援に対する市の責務を果たしていきたいと考えております。

高齢者や病気の方々が医療を受けるためには被保険者証は大切なものです。後期高齢者医療保険料を滞納している被保険者に対しましては、有効期限が6カ月の短期被保険者証、あるいは資格証明書の交付で対応する制度となっております。しかし、資格証明書で受診しますと、医療費を一たん全額自費で支払うこととなりますので、本市では短期被保険者証を交付しております。

なお、三重県後期高齢者医療広域連合においても資格証明書の交付はしておりません。また、短期被保険者証の交付に際しましては、個々の事情を勘案した上で広域連合と市が連携をとり、慎重に決定しております。

今後も被保険者が適切な医療を受けられるよう柔軟な対応をしていきたいと考えております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 市長も先ほど申し述べましたように、子供の保育所への入所は児童福祉法24条によって市町村の保育実施義務とされているということは先ほど申し上げました。

そこで確認をしたいのですが、新システムのもとでは、市町村の仕事は保護者の就労時間に応じた保育の必要性の認定と認定に応じた補助金の支給に限定され、したがって、市町村には保育を保障する義務がなくなる。そして、保育所への入所は親の自己責任とされて、施設の間で直接契約しなければならない。例えば、

親と施設との直接契約に変わるということの認識で間違いないですか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 新システムでは、市町村は、保護者からの申請に基づきまして保育の必要性を認定し、施設に関する情報提供とあっせんを行います。それを受けまして、保護者は保育所との契約に基づき保育サービスを受けることとなり、従前より保護者の選択肢がふえる場合も考えられます。

市の責務としましては、先ほども申し上げましたが、保育の実施について子育て家庭に広く情報を提供し、保育所と連携を図り、相談に対応することで保育の実施に対する責務をしっかりと課することができるものと考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 保育所との連携をしっかりと図って対応すると、そういうことになりそうではありますが、すると、保護者と施設との直接契約と、そういう状況の中で市の責務は随分軽いものになってしまうということになると思います。

そして、現在、保育所に子供を預けている人も、新システムが導入されれば、また新たに施設と直接契約を結ばねばならないということになるわけですが、大都市と違って、こういう小さい自治体では入所できるかどうかの決定は施設が行うことになるわけですが、そう支障が起こらないかもわかりませんが、しかし、決定を行うのはあくまでも施設ですから、そうなると、これまで市へ直接申し込みをして契約をしていた保育所の入所が、施設によって必ずしも入所を受け入れられるかどうかということがわからなくなる、そういう事態が生じるのではないかという、例えば、経済的な困難を抱えている家庭や障がいのある子供が排除されるという危険性が生まれる心配があると思うんですけれども、そういうことはございませんか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 新システムでは、保護者と保育所の契約に基づきまして入所が基本となります。経済的な困難を抱えている家庭や障がいのある児童に対しては、市が保育所と連携し、入所について優先して要請を行うこととされておりまして、今の指針の中ではご心配のケースはほとんどないものかと考えております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） そういうことだったら結構なことです。

しかし、運営面では随分また問題が生じるように聞いておりますが、現行制度では、保育所や幼稚園に対して保育所運営費や私学助成という施設助成金が支給されておりますね。来年度の尾鷲市の保育所への運営費用を見てみましたら、4億4,607万という予算が計上されておりますが、こういう運営費の支給がされておるわけですけれども、これは国と自治体が保育の内容や基準に責任を持つために、その裏づけとなる補助金を施設に対して支給するというのが現行の制度で、そのための補助金なんですけれども、新システムが導入された場合、運営費や補助金はどうなりますか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 新システムにおきましては、子どものための手当や子ども園給付などの実施に必要な費用につきましては、国から子ども・子育て包括交付金が支給されることとなっております。それに含まれます保育所運営費につきましては、現段階では詳細は示されておりませんが、国と地方の財源負担割合は現行制度と同じく1対1とされております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 現行制度と同じ1対1ということになっておるということで、変更はないということですね。安心をいたしました。

次に、保育料の納入の問題ですけれども、先ほどからも、施設との直接契約ということになりますから、現行は保育料は市へ納めておったわけですね。それが、直接契約が施設との契約ということになりますから、保育料は施設へ納めるということになるわけで、市役所に納めるわけじゃありません。

だから、そういう点では、保育士不足で、現在、ゼロ歳児の待機者が出るくらいの保育所の人手不足の中に、保育料の徴収事務がふえることになるわけですね。それは大変な仕事量ですから大変なことになるわけですが、それよりも何よりも心配なのは、現在の保育料は所得に応じた定額の負担、いわゆる応能負担になっておるわけですけれども、その応能負担が、これが民間の事業者の経営に移るわけですから、施設経営を心配する余りに、所得にかかわらず利用者に対して利用に応じて負担がふえる応能負担というのが導入されてくる可能性があるわけですが、そのあたりについてはどんなふうにご考えておられますか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 新システムにおけます利用者負担につきましては、すべての子供に質の確保された学校教育、保育を保障するという観点から、

議員ご指摘の応益負担ではなく、利用者の負担能力に勘案した応能負担を基本としています。年齢や利用制限に応じた利用者負担となり、その算定方法は住民税額をもとに市が利用料を定めることとなっており、所得税額と住民税額をもとに算定する現行の保育料と類似した形となっております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 現在の応能負担と同じで変更はないということで一安心をいたしました。どちらにしても営利を目的とした経営ということに保育所がなるわけですから、そこらあたりについては保育料以外に児童からの徴収ということがふえてくる、例えば、臨時徴収というようなことが起こり得るということもあり得ますので、その点は十分気を配って行ってほしいというふうに思います。徴収の仕組みがどちらにしても変わるわけですから、所得にかかわらず利用に応じて負担がふえる仕組みにだけはならないように、ぜひとも注視をしていただきたいというふうに思います。

また、政府は、障がい児などが入所を断られる危険性を認め、特別な支援が必要な子供には役所が介入して入所させる措置を行うとしています。しかし、役所への公的責任がなくなるわけですから、措置が必要な子供を行政がつかむことが困難になることは間違いありません。

このように新システムは、市長が期待しているような制度ではなくて、私たちが願う保育・子育て支援充実の方向とはかけ離れているように思っておりません。

だからこそ、このような新システムの導入ではなくて、国と自治体の責任を明確にした児童福祉法を基礎にした子供本位の保育制度を確立していくことがどうしても必要だというふうに思います。そのためにも、無謀な新システムの導入にはストップをかけなければならないと私は考えております。改めて市長のお考えをお聞きして、次に移りたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 議員ご質問の子ども・子育て新システムにつきましては、まだ詳細が示されていない部分もありまして、本市として今後どう対応していくのか、十分な検討が必要と考えております。

その中で、現在の児童を取り巻く状況を改善して、子育てのしやすい環境を整えて、ひいては少子化対策につなげていくための新しい制度としてとらえて、本市の子育て施策の充実に役立つような議論をこれからやっていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） いずれにいたしましても、尾鷲市の幼児が健やかに育てられる環境をつくるように、ぜひとも努力をお願いいたしたいというふうに思います。

次に、後期高齢者についてももう少しだけ時間をいただきます。

後期高齢者制度になる前の老人保健制度では健康保険証の取り上げはありませんでした。現在は短期証の交付者数が後期高齢者医療の被保険者全体の 0.15%、前年同時期に比べて 6,740 人、0.04%ふえていると言われております。三重県で見えますと、短期交付者数は 530 人、0.23%になっております。

そこでお聞きをします。

尾鷲市では、保険料の滞納で短期証を交付されている人は何人で、被保険者が何%程度になりますか。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 短期証の交付状況についての質問ですけど、本市におきましては、平成 24 年 2 月の更新時において短期被保険者証を 8 名交付しております。また、平成 24 年 1 月末現在の被保険者数に対して約 0.2%となっております。

以上であります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） じゃ、この 8 名、0.2%という数字ですけども、これは昨年と比較してどんな傾向を示しておりますか。

議長（中垣克朗議員） 税務課長。

税務課長（奥村和俊君） 医療保険料の滞納につきましては、平成 24 年 2 月末現在で後期高齢者医療保険にかかわる滞納者数は、制度施行年度の 109 名に対して本年度は 36 名であります。このうち保険料を 1 年以上滞納している方は 6 名であります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 109 名に対して現在 36 名、そのうち滞納者が 6 名という極めて少ない数字をおっしゃっていただきました。傾向としてはいい傾向じゃないかなというふうに思います。

その少ない滞納者ですけれども、恐らくこの滞納者は年金が年 18 万円未満の人ではないかと想像するわけですが、保険料が払えない人が出るのは当然のこと

だろうというふうに思います。滞納者が出ない方が本来不思議なのではないか、そのようにも思うわけであります。この6名の人に対してどんな手だてをしておりますか。

議長（中垣克朗議員） 税務課長。

税務課長（奥村和俊君） 今言われましたこの滞納者の方々につきましても納付相談を行い、分割納付の手だてなどを行っております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 分割納付などの手だてということですが、どうか無理のない程度で対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

こうした低所得の人から保険料を取ること自体が、この制度の大きな問題なのであります。この人たちの保険料は本来ゼロにすべきなのだと私は考えます。高齢者医療を支えるべき後期高齢医療制度の持つ大きな矛盾の一つであります。このことを強く指摘して、私の質問を終わります。答弁は結構でございます。

議長（中垣克朗議員） 以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、あす3月8日木曜日には午前10時より生活文教常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで市長から報告事項があるとの申し出がございますので、これを許可いたします。

市長。

市長（岩田昭人君） 許可を得ましたので報告をさせていただきます。

東日本大震災から早くも1年がたとうとしています。尾鷲市でも3月11日14時46分から1分間の黙祷を捧げ、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りしたいと思います。防災無線で呼びかけをさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） それでは、本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時45分〕